

令和 6 年
第 5 回 土 岐 市 議 会 定 例 会 議 案

令和 6 年 1 1 月 2 9 日（第 1 日）

令和 6 年第 5 回土岐市議会定例会議事日程（第 1 日）

令和 6 年 1 1 月 2 9 日（金曜日）午前 9 時開議

日程第 1	会議録署名議員の指名		
日程第 2	会期の決定		
日程第 3	議第 70 号	令和 6 年度土岐市一般会計補正予算（第 6 号）	} 別冊
日程第 4	議第 71 号	令和 6 年度土岐市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	
日程第 5	議第 72 号	令和 6 年度土岐市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	
日程第 6	議第 73 号	令和 6 年度土岐市水道事業会計補正予算（第 1 号）	
日程第 7	議第 74 号	令和 6 年度土岐市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	
日程第 8	議第 75 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
日程第 9	議第 76 号	土岐市職員の給与に関する条例及び土岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について・・	4
日程第 10	議第 77 号	土岐市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・	14
日程第 11	議第 78 号	土岐市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・	16
日程第 12	議第 79 号	土岐市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・	18
日程第 13	議第 80 号	土岐市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例等の一部を改正する条例について・・・・・・・・	21
日程第 14	議第 81 号	土岐市斎苑美しが峰の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・	24
日程第 15	議第 82 号	土岐市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・	26
日程第 16	議第 83 号	土岐市総合福祉センター・ウェルフェア土岐の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・	29
日程第 17	議第 84 号	土岐市老人福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・	32
日程第 18	議第 85 号	土岐市駄知公園運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・	34
日程第 19	議第 86 号	土岐市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・	36

日程第 20	議第87号	土岐市体育館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・	38
日程第 21	議第88号	土岐市営球場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・	42
日程第 22	議第89号	土岐市営グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・	44
日程第 23	議第90号	土岐市射撃場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・	46
日程第 24	議第91号	土岐市総合活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・	48
日程第 25	議第92号	土岐市産業文化振興センター・セラトピア土岐の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・	51
日程第 26	議第93号	土岐市美濃焼伝統産業会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・	54
日程第 27	議第94号	土岐市立陶磁器試験場・セラテクノ土岐の設置及び管理に関する条例及び土岐市立陶磁器試験場・セラテクノ土岐使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について・・・・・・	56
日程第 28	議第95号	土岐市三国山キャンプ場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・	62
日程第 29	議第96号	土岐市文化プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・	64
日程第 30	議第97号	土岐市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・	68
日程第 31	議第98号	土岐市都市公園条例の一部を改正する条例について・・・・・・	72
日程第 32	議第99号	土岐市立学校施設使用条例の一部を改正する条例について・・	75
日程第 33	議第100号	土岐市功労章の授与について・・・・・・・・・・・・・・・・	77
日程第 34	議第101号	土岐市功労章の授与について・・・・・・・・・・・・・・・・	78
日程第 35	議第102号	駄知こども園建設工事（建築工事）の請負契約について・・	79
日程第 36	議第103号	駄知こども園建設工事（機械設備工事）の請負契約について	80
日程第 37	議第104号	東濃西部広域行政事務組合の財産処分に関する協議について	81
日程第 38	議第105号	土地の処分について・・・・・・・・・・・・・・・・	82
日程第 39	議第106号	専決処分の報告及び承認について・・・・・・・・・・・・・・・・	別冊

議第 7 5 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(土岐市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第1条 土岐市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年土岐市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

(土岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正)

第2条 土岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年土岐市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第4号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第5号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

(土岐市税条例の一部改正)

第3条 土岐市税条例（昭和30年土岐市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号及び第37条の2第10項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第59条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第90条第2項第2号及び第140条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第148条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

(土岐市都市計画税条例の一部改正)

第4条 土岐市都市計画税条例（昭和32年土岐市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第3項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

(土岐市国民健康保険条例の一部改正)

第5条 土岐市国民健康保険条例（昭和34年土岐市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第24条の3第2項ただし書中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に規定する日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議第 7 6 号

土岐市職員の給与に関する条例及び土岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市職員の給与に関する条例及び土岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

人事院勧告に準じて、一般職の職員の給与及び一般職の任期付職員の期末手当の額を改定する等のため、この条例を定めようとする。

土岐市職員の給与に関する条例及び土岐市一般職の任期付職員の採用等
に関する条例の一部を改正する条例

(土岐市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 土岐市職員の給与に関する条例（昭和32年土岐市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を加え、「並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。」を「（」に改め、「100分の102.5）」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5（特定管理職員にあつては、100分の107.5）」を加え、同条第3項中「「100分の58.75」」の次に「と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」」を加え、同条第5項中「並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市の規則で定めるもの」を削る。

第18条第2項第1号中「した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の122.5）」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあつては、100分の127.5）」を加え、同項第2号中「基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の58.75）」の次に「、12月に支給する場合には100分の51.25（特定管理職員にあつては、100分の61.25）」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）
行政職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	257,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2	184,600	231,500	258,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	259,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	260,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	261,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	262,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	263,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	264,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	265,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	266,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	267,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	268,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	269,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	270,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15	204,400	249,800	271,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16	206,100	251,000	272,300	307,900	333,400	360,100	406,500
	17	207,400	252,100	273,300	309,100	335,000	361,700	408,300
	18	209,000	253,200	274,300	310,700	336,700	363,500	410,200
	19	210,600	254,300	275,300	312,300	338,400	365,000	412,100
	20	212,100	255,400	276,400	313,900	340,000	366,600	413,900
	21	213,600	256,400	277,400	315,400	341,500	368,000	415,700
	22	215,200	257,400	278,700	317,000	343,100	369,600	417,500
	23	216,800	258,400	280,000	318,600	344,700	371,200	419,300
	24	218,400	259,400	281,200	320,200	346,200	372,700	421,100
	25	220,000	260,400	282,500	321,700	347,600	374,600	422,700
	26	221,700	261,300	283,800	323,400	349,300	376,500	424,200
	27	223,000	262,200	285,000	325,000	350,900	378,400	425,700
	28	224,300	263,100	286,200	326,600	352,500	380,200	427,200
	29	225,600	263,900	287,300	328,000	353,700	381,700	428,700
	30	226,700	264,700	288,500	329,700	355,200	383,500	430,000
	31	227,800	265,500	289,800	331,400	356,700	385,200	431,300
	32	228,900	266,300	291,100	333,000	358,200	386,800	432,500
	33	230,000	267,000	292,400	334,200	359,900	388,500	433,700
	34	231,100	267,800	293,400	336,100	361,700	389,900	435,000
	35	232,200	268,600	294,400	337,800	363,400	391,300	436,300
	36	233,300	269,300	295,500	339,400	365,100	392,700	437,500
	37	234,400	270,000	296,600	340,900	366,500	394,100	438,700
	38	235,400	270,800	297,800	342,500	367,800	395,300	439,500
	39	236,400	271,600	298,900	344,100	369,000	396,500	440,300
	40	237,300	272,300	300,100	345,700	370,400	397,500	441,100
	41	238,200	273,000	301,300	347,400	371,500	398,600	441,700
	42	239,100	273,800	302,600	349,200	372,400	399,800	442,300
	43	239,900	274,600	303,900	351,000	373,400	400,900	442,900
	44	240,700	275,300	305,200	352,800	374,500	402,000	443,500
	45	241,400	276,000	306,500	354,300	375,300	402,700	444,200
	46	242,000	276,700	307,800	355,700	376,200	403,400	445,000
	47	242,600	277,400	309,100	357,100	377,100	404,100	445,400
	48	243,200	278,100	310,400	358,500	377,900	404,800	446,100
	49	243,800	278,800	311,700	360,000	378,700	405,400	446,600
	50	244,400	279,500	313,000	360,800	379,500	406,000	447,000
	51	245,000	280,200	314,300	361,800	380,300	406,500	447,400
	52	245,500	280,900	315,400	362,800	381,000	406,900	447,800
	53	246,000	281,500	316,300	363,700	381,700	407,300	448,200
	54	246,400	282,200	317,600	364,800	382,400	407,500	448,600
	55	246,700	282,800	318,900	365,700	383,100	407,800	449,000
	56	247,000	283,500	320,200	366,700	383,800	408,100	449,300
	57	247,300	284,100	321,400	367,600	384,300	408,400	449,600
	58	247,600	284,800	322,700	368,300	384,900	408,700	450,000
	59	247,900	285,400	323,900	369,000	385,500	409,000	450,300
	60	248,200	286,100	325,100	369,600	386,200	409,300	450,600
	61	248,500	286,700	326,400	370,000	386,600	409,500	450,900
	62	248,800	287,400	327,500	370,600	387,200	409,800	
	63	249,100	288,000	328,600	371,300	387,800	410,100	
	64	249,400	288,500	329,700	372,000	388,300	410,400	
	65	249,700	289,000	330,400	372,300	388,700	410,600	
	66	250,000	289,600	331,300	373,000	389,300	410,900	
	67	250,300	290,100	332,000	373,700	389,900	411,200	
	68	250,600	290,700	332,800	374,300	390,400	411,500	
	69	250,900	291,200	333,600	374,600	390,800	411,700	

	70	251,200	291,700	334,000	375,100	391,300	412,000	
	71	251,500	292,300	334,600	375,700	391,800	412,300	
	72	251,800	292,900	335,300	376,300	392,400	412,500	
	73	252,100	293,400	336,100	376,600	392,700	412,700	
	74	252,400	293,900	336,800	377,200	393,100	413,000	
	75	252,700	294,300	337,500	377,900	393,500	413,300	
	76	253,000	294,600	338,100	378,500	393,900	413,500	
	77	253,300	294,800	338,600	378,900	394,200	413,700	
	78	253,600	295,100	339,200	379,400	394,500	414,000	
	79	253,900	295,300	339,700	380,000	394,800	414,300	
	80	254,200	295,600	340,300	380,500	395,000	414,500	
	81	254,500	295,800	340,600	381,000	395,200	414,700	
	82	254,800	296,000	341,100	381,600	395,500	415,000	
	83	255,100	296,300	341,500	382,100	395,800	415,300	
	84	255,400	296,500	341,900	382,400	396,000	415,500	
	85	255,700	296,800	342,300	382,800	396,200	415,700	
	86	256,000	297,100	342,800	383,300	396,500		
	87	256,300	297,400	343,300	383,700	396,800		
	88	256,600	297,700	343,800	384,100	397,000		
	89	256,900	298,000	344,100	384,500	397,200		
	90	257,200	298,300	344,500	385,000	397,500		
	91	257,500	298,600	344,900	385,400	397,800		
	92	257,800	299,000	345,300	385,800	398,000		
	93	258,100	299,200	345,600	386,100	398,200		
	94		299,400	346,000				
	95		299,700	346,400				
	96		300,100	346,800				
	97		300,300	347,000				
	98		300,600	347,400				
	99		301,000	347,800				
	100		301,400	348,200				
	101		301,600	348,400				
	102		301,900	348,800				
	103		302,200	349,200				
	104		302,500	349,500				
	105		302,700	349,800				
	106		303,000	350,200				
	107		303,300	350,600				
	108		303,600	351,000				
	109		303,800	351,500				
	110		304,200	351,900				
	111		304,600	352,300				
	112		304,900	352,700				
	113		305,100	353,200				
	114		305,300	353,600				
	115		305,600	353,900				
	116		306,000	354,200				
	117		306,200	354,700				
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）
行政職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員		円	円	円	円
	1	166,500	227,700	244,600	276,800
	2	167,700	228,500	245,400	277,800
	3	168,800	229,300	246,200	278,800
	4	169,900	230,100	246,900	279,700
	5	171,200	230,800	247,600	280,400
	6	172,400	231,600	248,700	281,100
	7	173,600	232,400	249,700	281,800
	8	174,800	233,200	250,700	282,500
	9	175,800	234,000	251,700	283,100
	10	177,000	234,700	252,900	283,700
	11	178,300	235,400	254,000	284,300
	12	179,500	236,100	255,000	284,900
	13	180,600	236,800	256,100	285,500
	14	181,800	237,400	257,100	286,100
	15	183,100	238,000	258,000	286,700
	16	184,400	238,600	258,500	287,200
	17	185,700	239,200	259,100	287,700
	18	187,400	239,800	259,500	288,200
	19	189,100	240,400	259,900	288,700
	20	190,800	240,900	260,400	289,100
	21	192,500	241,400	260,900	289,500
	22	194,200	241,900	261,400	289,900
	23	195,800	242,400	261,900	290,300
	24	197,400	242,900	262,500	290,700
	25	199,000	243,400	263,300	291,100
	26	200,500	243,900	263,900	291,500
	27	202,000	244,300	264,500	291,900
	28	203,500	244,800	265,300	292,300
	29	205,000	245,400	266,100	292,700
	30	206,500	245,900	266,800	293,100
	31	208,000	246,400	267,400	293,500
	32	209,500	246,800	268,200	293,900
	33	211,000	247,200	269,000	294,300
	34	212,400	247,700	269,700	294,800
	35	213,800	248,200	270,400	295,300
	36	215,200	248,600	271,100	295,800
	37	216,600	249,000	271,800	296,300
	38	217,700	249,500	272,500	296,800
	39	218,800	250,000	273,200	297,300
	40	219,900	250,400	273,900	297,800
	41	220,900	250,800	274,600	298,300
	42	221,800	251,300	275,300	299,000
	43	222,700	251,800	275,900	299,600
	44	223,600	252,200	276,500	300,300
	45	224,500	252,600	277,000	300,900
	46	225,300	253,000	277,500	301,500
	47	226,100	253,400	278,000	302,100

48	226, 900	253, 800	278, 500	302, 600
49	227, 700	254, 200	279, 000	303, 100
50	228, 400	254, 600	279, 500	303, 700
51	229, 100	255, 000	280, 000	304, 300
52	229, 800	255, 400	280, 400	304, 900
53	230, 500	255, 800	280, 800	305, 500
54	231, 100	256, 200	281, 300	306, 200
55	231, 700	256, 600	281, 700	306, 900
56	232, 300	257, 000	282, 200	307, 600
57	233, 000	257, 300	282, 600	308, 200
58	233, 500	257, 700	283, 100	308, 900
59	234, 000	258, 100	283, 600	309, 600
60	234, 500	258, 400	284, 100	310, 200
61	235, 000	258, 700	284, 600	310, 800
62	235, 400	259, 100	285, 200	311, 500
63	235, 800	259, 500	285, 800	312, 200
64	236, 200	259, 800	286, 400	312, 800
65	236, 600	260, 100	287, 000	313, 300
66	236, 900	260, 400	287, 600	313, 800
67	237, 200	260, 700	288, 200	314, 400
68	237, 500	260, 900	288, 800	315, 000
69	237, 800	261, 100	289, 300	315, 600
70	238, 100	261, 400	289, 800	316, 000
71	238, 400	261, 700	290, 300	316, 500
72	238, 700	261, 900	290, 800	317, 000
73	238, 900	262, 100	291, 300	317, 300
74	239, 200	262, 400	291, 800	317, 800
75	239, 500	262, 700	292, 200	318, 300
76	239, 700	262, 900	292, 600	318, 700
77	239, 900	263, 100	293, 000	318, 900
78	240, 200	263, 400	293, 400	319, 200
79	240, 500	263, 700	293, 800	319, 400
80	240, 700	263, 900	294, 200	319, 700
81	240, 900	264, 100	294, 600	320, 000
82	241, 200	264, 400	295, 000	320, 300
83	241, 500	264, 700	295, 400	320, 600
84	241, 700	264, 900	295, 900	320, 800
85	241, 900	265, 100	296, 200	321, 000
86	242, 200	265, 300	296, 700	321, 300
87	242, 500	265, 600	297, 200	321, 600
88	242, 700	265, 900	297, 700	321, 800
89	242, 900	266, 100	298, 000	322, 000
90	243, 200	266, 300	298, 500	322, 300
91	243, 500	266, 600	299, 000	322, 600
92	243, 700	266, 800	299, 300	322, 900
93	243, 900	267, 100	299, 700	323, 100
94	244, 200	267, 400	300, 200	323, 400
95	244, 500	267, 700	300, 700	323, 700
96	244, 700	267, 900	301, 200	323, 900
97	244, 900	268, 100	301, 500	324, 100
98	245, 200	268, 400	301, 900	324, 400
99	245, 400	268, 600	302, 400	324, 700

	100	245,700	268,900	302,900	324,900
	101	245,900	269,100	303,300	325,100
	102	246,100	269,300	303,700	325,400
	103	246,400	269,600	304,000	325,700
	104	246,700	269,900	304,300	325,900
	105	246,900	270,100	304,600	326,100
	106	247,200	270,300	305,000	326,400
	107	247,500	270,600	305,300	326,700
	108	247,700	270,800	305,700	326,900
	109	247,900	271,100	306,000	327,100
	110	248,200	271,400	306,400	327,400
	111	248,500	271,700	306,800	327,700
	112	248,700	271,900	307,100	327,900
	113	248,900	272,100	307,300	328,100
	114	249,200	272,400	307,600	328,400
	115	249,500	272,600	307,900	328,700
	116	249,700	272,800	308,100	328,900
	117	249,900	273,100	308,300	329,100
	118	250,200	273,400	308,600	329,400
	119	250,500	273,700	308,900	329,700
	120	250,700	273,900	309,100	329,900
	121	250,900	274,100	309,300	330,100
	122		274,300	309,600	330,400
	123		274,600	309,900	330,700
	124		274,900	310,100	330,900
	125		275,100	310,300	331,100
	126		275,300	310,600	331,400
	127		275,600	310,900	331,700
	128		275,900	311,100	331,900
	129		276,100	311,300	332,100
	130		276,300	311,600	332,400
	131		276,600	311,900	332,700
	132		276,900	312,100	332,900
	133		277,100	312,300	333,100
	134		277,300		333,400
	135		277,600		333,700
	136		277,900		333,900
	137		278,100		334,100
	138				334,400
	139				334,700
	140				334,900
	141				335,100
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給与月額	基準給与月額	基準給与月額	基準給与月額
		197,900	209,000	227,500	248,600

備考 この表は、法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員に適用する。

第2条 土岐市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の102.5）、12月に支給する場合には100分の127.5（特定管理職員にあつては、100分の107.5）」を「100分の105）」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の68.75」を「100分の70」に、「100分の102.5」を「100分の105」に、「100分の58.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25）」を「100分の60）」に改める。

第18条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5」を「100分の105」に、「100分の122.5）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあつては、100分の127.5）」を「100分の125）」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75」を「100分の50」に、「100分の58.75）、12月に支給する場合には100分の51.25（特定管理職員にあつては、100分の61.25）」を「100分の60）」に改める。

（土岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 土岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年土岐市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の225」の次に「と、「100分の127.5」とあるのは「100分の235）」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

一般任期付職員給与表

（単位：円）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
給与月額	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の土岐市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）及び第3条の規定による改正後の土岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は令和6年4月1日から適用する。

(土岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 土岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年土岐市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「第17条第2項中「」の次に「、6月に支給する場合には」を加え、「並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち市の規則で定める職員に限る。」を「（」に改め、「100分の102.5）」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5（特定管理職員にあつては、100分の107.5）」を加える。

第14条の2第1項中「した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の122.5）」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあつては、100分の127.5）」を加える。

第23条第1項中「第17条第2項中「」の次に「、6月に支給する場合には」を加え、「並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち市の規則で定める職員に限る。」を「（」に改め、「100分の102.5）」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5（特定管理職員にあつては、100分の107.5）」を加える。

第23条の2第1項中「した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の122.5）」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあつては、100分の127.5）」を加える。

(給与の内払)

第3条 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の土岐市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の土岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与の内払とみなす。

議第 7 7 号

土岐市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例について

土岐市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改
正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

市議会議員の期末手当の額を改定するため、この条例を定めようとする。

土岐市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例

第1条 土岐市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和43年土岐市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「合計額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の217.5」の次に「、12月に支給する場合においては100分の227.5」を加える。

第2条 土岐市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の217.5、12月に支給する場合においては100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の土岐市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の土岐市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議第 7 8 号

土岐市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

常勤の特別職職員の期末手当の額を改定するため、この条例を定めようとする。

土岐市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 土岐市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和43年土岐市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「合計額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の222.5」の次に「、12月に支給する場合においては100分の232.5」を加える。

第2条 土岐市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の222.5、12月に支給する場合においては100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の土岐市常勤の特別職職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の土岐市常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議第 7 9 号

土岐市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について

土岐市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

行政財産の目的外使用に係る使用料の額を改定するため、この条例を定めようとする。

土岐市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例

土岐市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例（昭和 5 7 年土岐市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

使用の目的	使用料（年額）	備考
電柱、下水道管その他これに類するもの	土岐市道路占用料等徴収条例（昭和 5 3 年土岐市条例第 9 号）別表の規定により算出して得た額	使用期間に 1 年未満の端数があるときは、その端数は、1 年として計算する。
土地の使用で前項以外のもの	使用する土地の台帳価格（財産台帳に記載された価格の 1 平方メートル当たりの価格にその使用に係る部分の面積を乗じて得た額）に 1 0 0 分の 3 を乗じて得た額（以下「算定額」という。）。ただし、消費税及び地方消費税の課税の対象となる場合の使用料の額は、算定額に、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）に基づき消費税を課すべき額に同法に定める税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）に基づき地方消費税を課すべき額に同法に定める税率を乗じて得た額を加算した額	1 使用する土地又は建物の面積に 1 平方メートルに満たない端数があるときは、その端数は 1 平方メートルとして計算する。 2 土地又は建物の使用期間が 1 年に満たないものの使用料は、月割により計算す
事務所、食堂、売店等	使用する建物の台帳価格（財産台帳に記載された価格の 1 平方メートル当たりの価格にその使用に係る部分の面積を乗じて得た	

	額) に 1 0 0 分の 7 を乗じて得た額と前項の算式により計算して得た土地使用料の額とを合算した額に、消費税法に基づき消費税を課すべき額に同法に定める税率を乗じて得た額及び地方税法に基づき地方消費税を課すべき額に同法に定める税率を乗じて得た額を加算した額	る。 3 円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。
前 3 項以外のもの	市長が別に定める額	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の土岐市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可をする使用に係る使用料について適用し、施行日前に許可をした使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議第 8 0 号

土岐市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例等の一部を改正する条例について

土岐市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

公の施設の利用に係る料金について整理するため、この条例を定めようとする。

土岐市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例等の一部を改正する条例

(土岐市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

第1条 土岐市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年土岐市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「利用に係る料金」を「利用料金」に改める。

第11条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、当該公の施設に係る条例の規定（利用料金に係る部分を除く。）中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

第11条に次の2項を加える。

- 3 第1項の規定により市長が管理を行うこととした公の施設において、指定管理者が利用料金を徴収していた場合においては、当該徴収していた利用料金の額又は当該公の施設に係る条例に定める金額を上限として市長が定める額を使用料として徴収する。この場合において、当該公の施設に係る条例の規定（利用料金に係る部分に限る。）中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。
- 4 市長は、前項の規定により使用料として徴収する場合においては、その額を告示しなければならない。

(土岐市障害者就労支援施設ひだ作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 土岐市障害者就労支援施設ひだ作業所の設置及び管理に関する条例（令和5年土岐市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条第5号及び第13条（見出しを含む。）中「使用料」を「利用料金」に改める。

(土岐市保健福祉センター・すこやか館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 土岐市保健福祉センター・すこやか館の設置及び管理に関する条例
(平成17年土岐市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第6条第5号及び第13条(見出しを含む。)中「使用料」を「利用料金」に改める。

別表第2中「使用料の額」を「金額」に改める。

(土岐市温泉活用型健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 土岐市温泉活用型健康増進施設の設置及び管理に関する条例(平成17年土岐市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第6条第4号、第10条第2項及び第12条(見出しを含む。)中「使用料」を「利用料金」に改める。

別表第2備考以外の部分中「使用料」を「金額」に改め、同表備考中「使用料」を「利用料金」に改める。

(土岐市弓道場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 土岐市弓道場の設置及び管理に関する条例(平成30年土岐市条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分中「利用料金」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の土岐市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例、土岐市障害者就労支援施設ひだ作業所の設置及び管理に関する条例、土岐市保健福祉センター・すこやか館の設置及び管理に関する条例、土岐市温泉活用型健康増進施設の設置及び管理に関する条例及び土岐市弓道場の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に許可をする使用に係る利用料金について適用し、施行日前に許可をした使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

議第 8 1 号

土岐市斎苑美しが峰の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
について

土岐市斎苑美しが峰の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別
紙のように定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

土岐市斎苑美しが峰の使用料の額を改定する等のため、この条例を定めよう
とする。

土岐市斎苑美しが峰の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

土岐市斎苑美しが峰の設置及び管理に関する条例（平成５年土岐市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

別表１アの小動物の項中「６，４００円」を「６，５００円」に、「３２，０００円」を「３２，５００円」に改め、同表１イ中「８，０００円」を「１２，０００円」に、「１６，０００円」を「２４，０００円」に改め、同表１エ中「１６，０００円」を「２４，０００円」に改め、同表２を次のように改める。

２ 斎場使用料

区分	単位	使用料の額	
		市内居住者	市外居住者
斎場	午前８時３０分から 午後４時まで	６０，０００円	１２０，０００円
	午後４時から翌日の 午前８時３０分まで	４５，０００円	９０，０００円
斎場（式場を 除く。）	午前８時３０分から 午後４時まで	３０，０００円	６０，０００円
	午後４時から翌日の 午前８時３０分まで	２２，５００円	４５，０００円

別表備考１中「、母が、」を「母が、」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 改正後の土岐市斎苑美しが峰の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可をする使用に係る使用料について適用し、施行日前に許可をした使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議第 8 2 号

土岐市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を
改正する条例について

土岐市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

介護保険法施行規則等の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を
改正する条例

土岐市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例（平成26年
土岐市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「職員の員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会
が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要
であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤
務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間
数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員
の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同
じ。）」を加え、同項第3号中「主任介護支援専門員（」の次に「介護支援専
門員であって、」を加え、「修了した者であって、当該研修又は同項第2号に
規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えな
い期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者」を「修了した者（当
該研修を修了した日（以下「修了日」という。）から起算して5年を経過した
者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日ま
での間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している
者に限る。）」に改め、同条第2項の表以外の部分中「前項」を「第1項」に、
同項の表中「前項各号」を「第1項各号」に、「前項第1号」を「第1項第1
号」に、「前項第2号又は第3号」を「同項第2号又は第3号」に改め、同項
を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支
援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援セ
ンターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数
について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲
げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することによ
り、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満た
すものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センター
に置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人

とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 8 3 号

土岐市総合福祉センター・ウエルフェア土岐の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市総合福祉センター・ウエルフェア土岐の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

土岐市総合福祉センター・ウエルフェア土岐の利用料金の額を改定する等のため、この条例を定めようとする。

土岐市総合福祉センター・ウエルフェア土岐の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

土岐市総合福祉センター・ウエルフェア土岐の設置及び管理に関する条例（平成１７年土岐市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

第７条第５号及び第１４条（見出しを含む。）中「使用料」を「利用料金」に改める。

別表第１備考以外の部分を次のように改める。

別表第１（第９条、第１４条関係）

区分	金額（単位 円）				
	午前	午後	夜間	全日	区分の前後に接続する時間その超過使用１時間までごとにつき
	午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで	
集会会議室 （１室につき）	９２０	１，２５０	９２０	３，０９０	３００
保育室	７７０	９２０	７７０	２，４６０	２２０
和室	７７０	９２０	７７０	２，４６０	２２０
技能習得室	１，２３０	１，５４０	１，２３０	４，０００	３７０
大会議室	３，０９０	３，８５０	３，０９０	１０，０３０	１，０８０
冷暖房費その他の付属設備等	別に規則で定める額				

別表第３中「使用料の額」を「金額」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の土岐市総合福祉センター・ウエルフェア土岐の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可をする使用に係る利用料金について適用し、施行日前に許可をした使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

議第 8 4 号

土岐市老人福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市老人福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

土岐市老人福祉センターの利用料金の額を改定する等のため、この条例を定めようとする。

土岐市老人福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

土岐市老人福祉センター設置及び管理に関する条例（平成１７年土岐市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第５条第５号及び第１２条（見出しを含む。）中「利用料」を「利用料金」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第１２条関係）

区分	単位	金額
集会室	午前９時から午後１時まで	２，２００円
	午後１時から午後５時まで	２，２００円
冷暖房設備	１時間につき	２４０円

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 改正後の土岐市老人福祉センター設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可をする使用に係る利用料金について適用し、施行日前に許可をした使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

議第 8 5 号

土岐市駄知公園運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について

土岐市駄知公園運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

土岐市駄知公園運動広場の利用料金の額を改定する等のため、この条例を定
めようとする。

土岐市駄知公園運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

土岐市駄知公園運動広場の設置及び管理に関する条例（平成１７年土岐市条例第４９号）の一部を次のように改正する。

第４条第４号、第６条第２項及び第８条（見出しを含む。）中「使用料」を「利用料金」に改める。

別表中「使用料」を「金額」に、「２，０００円」を「２，０９０円」に、「７，０００円」を「８，４７０円」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 改正後の土岐市駄知公園運動広場の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可をする使用に係る利用料金について適用し、施行日前に許可をした使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

議第 8 6 号

土岐市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

公民館の使用料の額を改定する等のため、この条例を定めようとする。

土岐市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

土岐市公民館設置及び管理に関する条例（昭和３０年土岐市条例第４４号）の一部を次のように改正する。

第１１条中「前条」を「第１０条」に改める。

別表中「４００円」を「６００円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の土岐市公民館設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可をする使用に係る使用料について適用し、施行日前に許可をした使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議第 8 7 号

土岐市体育館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市体育館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

体育施設の使用料の額を改定するため、この条例を定めようとする。

土岐市体育館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

土岐市体育館設置及び管理に関する条例（昭和３９年土岐市条例第４１号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第６条関係）

１ アリーナ（土岐市スポーツセンターのアリーナを除く。）の使用料の額

区分		昼間			夜間	１日
		午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午前９時から午後５時まで	午後５時から午後１０時まで	午前９時から午後１０時まで
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料等を徴収しない場合	２，１００円	２，８００円	４，９００円	４，７００円	９，６００円
	入場料等を徴収する場合	３，８００円	５，１００円	８，９００円	７，６００円	１６，６００円
アマチュアスポーツ以外に使用する場合		４，９００円	６，５００円	１１，４００円	９，３００円	２０，８００円
第３条の２ただし書の規定により使用する場合		１２，６００円	１６，８００円	２９，４００円	２２，２００円	５１，６００円

２ 土岐市スポーツセンターのアリーナの使用料の額

	昼間	夜間	１日
--	----	----	----

区分		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時 3 0 分まで	午前 9 時から午後 9 時 3 0 分まで
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料等を徴収しない場合	2, 1 0 0 円	2, 8 0 0 円	4, 9 0 0 円	4, 3 5 0 円	9, 2 5 0 円
	入場料等を徴収する場合	3, 8 0 0 円	5, 1 0 0 円	8, 9 0 0 円	6, 9 0 0 円	15, 9 0 0 円
アマチュアスポーツ以外に使用する場合		4, 9 0 0 円	6, 5 0 0 円	11, 4 0 0 円	8, 5 0 0 円	19, 9 0 0 円
第 3 条の 2 ただし書の規定により使用する場合		12, 6 0 0 円	16, 8 0 0 円	29, 4 0 0 円	20, 1 0 0 円	49, 5 0 0 円

3 土岐市スポーツセンターの会議室の使用料の額

区分	1 時間につき
第 1 会議室 第 2 会議室 和室	3 0 0 円

別表備考 1 中「2 0 0 円」を「2 4 0 円」に改め、同表備考 4 中「1 0 0 円」を「1 5 0 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の土岐市体育館設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施

行の日（以下「施行日」という。）以後に許可をする使用に係る使用料について適用し、施行日前に許可をした使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議第 8 8 号

土岐市営球場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市営球場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

土岐市営球場の使用料の額を改定するため、この条例を定めようとする。

土岐市営球場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

土岐市営球場の設置及び管理に関する条例（昭和４０年土岐市条例第７号）の一部を次のように改正する。

別表中「３２，４００円」を「３３，０００円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の土岐市営球場の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可をする使用に係る使用料について適用し、施行日前に許可をした使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議第 8 9 号

土岐市営グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
について

土岐市営グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別
紙のように定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

土岐市営グラウンドの利用料金の額を改定する等のため、この条例を定めよ
うとする。

土岐市営グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

土岐市営グラウンドの設置及び管理に関する条例（平成１７年土岐市条例第５０号）の一部を次のように改正する。

第４条第４号、第６条第２項及び第８条（見出しを含む。）中「使用料」を「利用料金」に改める。

別表中「使用料」を「金額」に、「２，０００円」を「２，０９０円」に、「７，０００円」を「８，４７０円」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 改正後の土岐市営グラウンドの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可をする使用に係る利用料金について適用し、施行日前に許可をした使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

議第 9 0 号

土岐市射撃場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市射撃場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

土岐市射撃場の使用料の額を改定するため、この条例を定めようとする。

土岐市射撃場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

土岐市射撃場の設置及び管理に関する条例（昭和５９年土岐市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

別表中「５２０円」を「７８０円」に、「２６，０００円」を「３９，０００円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の土岐市射撃場の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可をする使用に係る使用料について適用し、施行日前に許可をした使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議第 9 1 号

土岐市総合活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について

土岐市総合活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

土岐市総合活動センターの使用料の額を改定する等のため、この条例を定め
ようとする。

土岐市総合活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

土岐市総合活動センターの設置及び管理に関する条例（平成１８年土岐市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第８条関係）

１ 陸上競技場

区分	単位		使用料の額
専用使用する 場合	１時間につき		２，４００円
専用しないで使用する 場合	小、中、 高生	１人１回	５０円
		回数券（５０円券１１枚つづり）	５００円
	一般	１人１回	１６０円
		回数券（１６０円券１１枚つづり）	１，６００円

２ 多目的広場・野球場・テニスコート

区分	単位	使用料の額
多目的広場	１時間につき	４８０円
野球場	午前９時から午後１時まで又は午後 １時から午後５時まで	３，３００円
テニスコート（１面 につき）	１時間につき	３３０円

別表備考２中「主たる使用者」を「参加者の多数」に改め、同表備考３中「１００円」を「１１０円」に改める。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ 改正後の土岐市総合活動センターの設置及び管理に関する条例の規定は、

この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可をする使用に係る使用料について適用し、施行日前に許可をした使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議第 9 2 号

土岐市産業文化振興センター・セラトピア土岐の設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例について

土岐市産業文化振興センター・セラトピア土岐の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

土岐市産業文化振興センター・セラトピア土岐の利用料金の額を改定する等
のため、この条例を定めようとする。

土岐市産業文化振興センター・セラトピア土岐の設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例

土岐市産業文化振興センター・セラトピア土岐の設置及び管理に関する条例
(平成２０年土岐市条例第２１号)の一部を次のように改正する。

第４条第５号、第１２条（見出しを含む。）及び第１３条（見出しを含む。）中「使用料」を「利用料金」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第１２条関係）

区分		金額（単位 円）				
		午前	午後	夜間	全日	区分の前
		午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後１０時まで	午前９時から午後１０時まで	後に接続する時間その超過使用１時間までごとにつき
多目的ホール	全面	27,500	36,660	36,660	100,830	9,160
	3分の2面	18,330	24,440	24,440	67,220	6,110
	3分の1面	9,160	12,220	12,220	33,610	3,050
多目的小ホール		4,270	5,700	5,700	15,680	1,420
和展示室		1,320	1,730	1,730	4,680	420
受付室		360	480	480	1,320	120
催事コーナー		450	610	610	1,730	150

美術 ギャラリー ー	全面	3, 360	4, 580	4, 580	12, 830	1, 120
	3分の 2面	2, 240	3, 050	3, 050	8, 550	770
	3分の 1面	1, 120	1, 520	1, 520	4, 270	380
大会議室		4, 270	5, 700	5, 700	15, 680	1, 420
会議室（1 室につき）		670	890	890	2, 440	220
応接控室 （1室につ き）		330	440	440	1, 220	110
和室		610	810	810	2, 240	200
研修室1		910	1, 220	1, 220	3, 360	300
研修室2		730	970	970	2, 640	240
冷暖房設備 その他の附 属設備等		規則で定める額				

別表備考中「使用料」を「利用料金」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の土岐市産業文化振興センター・セラトピア土岐の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可をする使用に係る利用料金について適用し、施行日前に許可をした使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

議第 9 3 号

土岐市美濃焼伝統産業会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について

土岐市美濃焼伝統産業会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

土岐市美濃焼伝統産業会館の利用料金の額を改定する等のため、この条例を
定めようとする。

土岐市美濃焼伝統産業会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

土岐市美濃焼伝統産業会館設置及び管理に関する条例（平成１７年土岐市条例第４６号）の一部を次のように改正する。

第５条第５号中「使用料」を「利用料金」に改める。

第１２条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条第１項中「使用に係る料金」を「利用に係る料金」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条第２項及び第３項中「使用料」を「利用料金」に改める。

第１３条の見出し中「使用料等」を「利用料金等」に改め、同条中「使用料（）」を「利用料金（）」に、「使用料等」を「利用料金等」に改める。

第１４条（見出しを含む。）中「使用料等」を「利用料金等」に改める。

別表第２中「使用料の額」を「金額」に、「２，５７０円」を「２，６１０円」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 改正後の土岐市美濃焼伝統産業会館設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可をする使用に係る利用料金について適用し、施行日前に許可をした使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

議第 9 4 号

土岐市立陶磁器試験場・セラテクノ土岐の設置及び管理に関する条例及び土岐市立陶磁器試験場・セラテクノ土岐使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について

土岐市立陶磁器試験場・セラテクノ土岐の設置及び管理に関する条例及び土岐市立陶磁器試験場・セラテクノ土岐使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

土岐市立陶磁器試験場・セラテクノ土岐の使用料及び手数料の額を改定する等のため、この条例を定めようとする。

土岐市立陶磁器試験場・セラテクノ土岐の設置及び管理に関する条例及び土岐市立陶磁器試験場・セラテクノ土岐使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

(土岐市立陶磁器試験場・セラテクノ土岐の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 土岐市立陶磁器試験場・セラテクノ土岐の設置及び管理に関する条例(平成7年土岐市条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第4条、第7条関係)

区分		単位	使用料の額
小研修室		1 時間	1 0 0 円
大研修室			3 0 0 円
大小研修室			4 0 0 円
特別会議室			3 0 0 円
1 階談話ロビー		1 日	1, 5 0 0 円
2 階ホール			1, 7 0 0 円
2 階展示ロビー			2, 6 0 0 円
ろくろ実習室（1 人あたり）		1 時間	3 0 0 円
製造室（1 人あたり）			3 0 0 円
製型室（1 人あたり）			3 0 0 円
絵付室（1 人あたり）			2 0 0 円
陶彫アトリエ			4 0 0 円
茶室			3 0 0 円
冷暖房設備	小研修室		2 0 0 円
	大研修室		5 0 0 円
	大小研修室		7 0 0 円
	特別会議室		2 0 0 円
	ろくろ実習室	4 0 0 円	

	製造室	4 0 0 円
	製型室	4 0 0 円
	絵付室	2 0 0 円
	陶彫アトリエ	4 0 0 円
	茶室	2 0 0 円

別表中備考3を削る。

(土岐市立陶磁器試験場・セラテクノ土岐使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

第2条 土岐市立陶磁器試験場・セラテクノ土岐使用料及び手数料徴収条例(昭和33年土岐市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第2条関係)

(1) 使用料

種別			単位	金額
機 械 器具	ポットミル		1 時間	3 0 0 円
	トロンミル			3 0 0 円
	土練機			1， 1 0 0 円
	フィルタープレス		1 日	2， 1 0 0 円
焼 成 炉	試験ガス炉（0． 1 5 立方メートル）	素焼き	1 回	1， 7 0 0 円
		本焼成		6， 7 0 0 円
	小型ガス炉（0． 5 立方メートル）	素焼き		5， 0 0 0 円
		本焼成		2 0， 2 0 0 円
	小型ガス炉（0． 9 立方メートル）	素焼き		8， 4 0 0 円
		本焼成		3 3， 6 0 0 円
	中型ガス炉（3 立方メートル）	素焼き		1 6， 8 0 0 円
		本焼成		6 7， 2 0 0 円
	電気炉（1 0 キロワット）	素焼き		4， 1 0 0 円
		本焼成		8， 3 0 0 円
電気炉（2 0 キロワット）		素焼き	8， 2 0 0 円	

	本焼成	16,600円
	上絵手動電気炉（5キロワット）	2,000円
	試験炉（3キロワット）	1,200円

(2) 手数料

種別		金額	
		市内の者	市外の者
試験 関係	鉛・カドミウム溶出試験（1項目あたり）	600円	900円
	定量分析試験	5,800円	8,700円
	定量分析試験加算（1項目あたり）	1,700円	2,500円
	定性分析試験	3,600円	5,400円
	示差熱・熱重量分析試験	3,100円	4,700円
	熱膨張分析試験	3,100円	4,700円
	急冷試験	1,800円	2,700円
	粒度分析試験（レーザー式）	3,100円	4,700円
	曲げ強度試験（成績書あり）	5,100円	7,600円
	耐火度試験	8,900円	13,400円
	X線回折分析試験	3,200円	4,800円
	オートクレーブ試験	2,800円	4,200円
	ふるい分析試験	3,100円	4,700円
	水分率試験（粉末・粘土等）	800円	1,200円
	吸水率試験（食器・製品）	2,800円	4,200円
	かさ比重・気孔率・吸水率試験（アルキメデス法）	3,300円	5,000円
	真比重試験（ピクノメーター法）	3,000円	4,500円
	顕微鏡写真撮影（1枚あたり）	300円	400円
	ダイヤモンドカッター切断	600円	900円

	熱分析 アルゴンガス中での測定（加算）	600円	900円
	熱分析 特殊条件での測定（加算）	3,000円	4,500円
	曲げ強度 測定（成績書なし）	300円	500円
	曲げ強度 無釉試料の作成（加算）	7,500円	11,300円
	試料調整代（極めて簡単なもの）	800円	1,200円
	試料調整代（簡単なもの）	1,500円	2,300円
	試料調整代（複雑なもの）	3,000円	4,500円
	レポート作成代	4,500円	6,800円
	証明書再発行	300円	300円
製作 関係	意匠試作（別途材料費）1時間あたり	3,000円	4,500円
	CG・2D（材料費）	市長が定める額	
	CG・3D（材料費）		
	型製作（材料費）		

別表の備考中「市内に住所を有する個人」を「本市の住民基本台帳に記載されている個人」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（土岐市立陶磁器試験場・セラテクノ土岐の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 第1条の規定による改正後の土岐市立陶磁器試験場・セラテクノ土岐の設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可をする使用に係る使用料について適用し、施行日前に許可をした使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（土岐市立陶磁器試験場・セラテクノ土岐使用料及び手数料徴収条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 第2条の規定による改正後の土岐市立陶磁器試験場・セラテクノ土岐使用料及び手数料徴収条例別表の規定は、この条例の施行日以後にした貸与に係る使用料及び施行日以後に受けた依頼に係る手数料について適用し、施行日前にした貸与に係る使用料及び施行日前に受けた依頼に係る手数料については、なお従前の例による。

議第 9 5 号

土岐市三国山キャンプ場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市三国山キャンプ場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

土岐市三国山キャンプ場の利用料金の額を改定する等のため、この条例を定めようとする。

土岐市三国山キャンプ場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

土岐市三国山キャンプ場設置及び管理に関する条例（平成１７年土岐市条例第４７号）の一部を次のように改正する。

第３条第４号を次のように改める。

（４） テントサイト

第５条第４号中「使用料」を「利用料金」に改める。

第７条中「テニスコート」を「テントサイト」に改める。

第１０条（見出しを含む。）中「使用料」を「利用料金」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第１０条関係）

宿泊施設等の区分			単位	金額
やすらぎ の家	宿泊	１２人用	１部屋１泊につき	１４，５５０円
		８人用		９，７５０円
	日帰り	１２人用	１部屋１日につき	３，７５０円
		８人用		２，４００円
バンガロ ー	宿泊	１０人用	１部屋１泊につき	８，２５０円
		６人用		４，８００円
	日帰り	１０人用	１部屋１日につき	２，１００円
		６人用		１，２９０円
テントサ イト	宿泊	５人用以上	１張り１泊につき	１，２９０円
		４人用以下		１，０２０円
	日帰り	５人用以上	１張り１日につき	３４０円
		４人用以下		２７０円
貸出用具等			規則で定める額	

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議第 9 6 号

土岐市文化プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市文化プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

土岐市文化プラザの使用料の額を改定するため、この条例を定めようとする。

土岐市文化プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

土岐市文化プラザの設置及び管理に関する条例（昭和５７年土岐市条例第３号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第８条関係）

区分		使用料の額（単位 円）				
		午前	午後	夜間	全日	区分の前後に接続する時間その超過使用１時間までごとにつき
		午前９時から正午まで	午後１時から午後４時３０分まで	午後５時３０分から午後９時まで	午前９時から午後９時まで	
サン・ホール（大）	平日	１２，７３０	１９，０４０	３１，７７０	６０，３９０	９，５７０
	土曜日 休日	１５，８８０	２３，８３０	３９，７２０	７５，４７０	１１，９１０
サン・ホール（中）	平日	１０，１８０	１５，１７０	２５，３６０	４８，１７０	７，６３０
	土曜日 休日	１２，６３０	１９，０４０	３１，６７０	６０，１９０	９，４７０
サン・ホール（舞台）	平日	３，４６０	５，１９０	８，６５０	１６，３９０	２，５４０
	土曜日 休日	４，２７０	６，５１０	１０，７９０	２０，４７０	３，２５０
ルナ・ホール	平日	２，９５０	４，４８０	７，５３０	１４，２５０	２，２４０
	土曜日 休日	３，７６０	５，６００	９，３７０	１７，８２０	２，８５０
展示室					３，３００	４４０

第1楽屋 第4 楽屋 第5楽屋 (1室につき)	770	880	990	2,640	330
第2楽屋 第3 楽屋 第6楽屋 第7楽屋 第8 楽屋 (1室につ き)	990	1,100	1,210	3,300	440
第1練習室 第 2練習室 (1室 につき)	770	880	990	2,640	330
第3練習室	990	1,100	1,210	3,300	440
楽屋事務室	440	550	660	1,650	220
楽屋応接室	550	660	770	1,980	220
リハーサル室	1,210	1,320	1,430	3,960	440
浴室	550	660	770	1,980	220
第1研修室 第 2研修室 第3 研修室 第4研 修室 (1室につ き)	770	880	990	2,640	330
第5研修室	1,210	1,320	1,430	3,960	440
特別会議室	1,210	1,320	1,430	3,960	440
視聴覚室	1,430	1,540	1,650	4,620	550
和室 (志野)	770	880	990	2,640	330
和室 (織部)	440	550	660	1,650	220
冷暖房設備その 他の附属設備等	規則で定める額				

別表備考3第1号中「540円」を「550円」に、「1,620円」を「1,650円」に改め、同表備考3第2号中「1,620円」を「1,650円」に、「3,240円」を「3,300円」に改め、同表備考3第3号中「3,240円」を「3,300円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の土岐市文化プラザの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可をする使用に係る使用料について適用し、施行日前に許可をした使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議第 9 7 号

土岐市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例
の一部を改正する条例について

土岐市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一
部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

水道法施行令等の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例 の一部を改正する条例

土岐市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成24年土岐市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目」を削り、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）」に改め、「有する者」の次に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第2号中「土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を「機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程」に、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「有する者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「前期課程を含む。」を「前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。」に、「若しくは」を「又は」に、「同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後」を「専門職大学前期課程にあつては、修了した後」に、「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第8号中「1年以上水道」を「1年以上水道等」に、「有するもの」を「有する者（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第10号とし、同条第7号中「若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を「から第6号まで」に、「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第9号とし、同条第6号中「第1号又は第2号の卒業者」を「第1号又は第2号に規定する学校を卒業した者」に、「第1号の卒業者」を「第1号に規定する学校を卒業した者」に、「1年以上、第2号の卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」を「2年以上、第2号に規定する学校を卒業した者にあつては3

年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第１号に規定する学校を卒業した者にあつては１年以上、第２号に規定する学校を卒業した者にあつては１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第８号とし、同条第５号中「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「（５年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第７号とし、同条第４号中「若しくは」を「又は」に、「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「（３年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第５号とし、同号の次に次の１号を加える。

- （６） 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、８年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第３条第３号の次に次の１号を加える。

- （４） 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、６年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第３条に次の１号を加える。

- （１１） 建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第３４条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、３年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（１年６月以上水道に関する実務に従事した経験を有する者に限る。）

第４条第１号を次のように改める。

- （１） 前条第１号、第３号又は第５号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同条第１号に規定する学校を卒業した者については３年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）については５年以上、同条第５

号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「学校教育法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に、「同法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「学科目」を「課程」に、「学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）」を「専門職大学前期課程」に、「同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上」を「同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程の修了者を含む。）については7年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については9年以上」に改め、同条第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に、「卒業者」を「学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては修了した者）」に改め、同条に次の2号を加える。

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第 98 号

土岐市都市公園条例の一部を改正する条例について

土岐市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 11 月 29 日提出

土岐市長 加藤 淳 司

提案理由

都市公園の使用料の額を改定するため、この条例を定めようとする。

土岐市都市公園条例の一部を改正する条例

土岐市都市公園条例（昭和３９年土岐市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

別表第２の３の表を次のように改める。

３ 第３条第１項各号及び第３項に掲げる行為をする場合

区分	単位	金額（単位円）
行商、募金その他これらに類する行為	１日	１６０
業として行う写真の撮影	写真機１台 １日	１６０
業として行う映画の撮影	１日	４，９５０
競技会、展示会その他これらに類する催し	１日	１，６５０
興行	１日	６，６００
前各号以外のもの	市長が別に定める額	

別表第２の４の表を次のように改める。

４ 有料公園施設を利用する場合

公園の名称	施設の名称	区分及び単位	金額（単位円）
敷島公園	野球場	入場料を徴収する場合 １日につき	３３，０００
		入場料を徴収しない場合 ４時間につき	２，２００
	テニスコート	１コート １時間につき	２２０
駄知公園	運動広場	別に条例で定める	
土岐市総合公園	野球場	入場料を徴収する場合 １日につき	１６２，０００
		入場料を徴収しない場合 ３時間につき	４，８００

テニスコート	1コート 1時間につき	640
多目的広場	3分の1面当たり 1時間につき	640
屋外ステージ	入場料を徴収する場合 1日につき	162,000
パターゴルフ場	1人1プレイにつき	330
ウッディドーム	1時間につき	640

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の土岐市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可をする使用に係る使用料について適用し、施行日前に許可をした使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議第 99 号

土岐市立学校施設使用条例の一部を改正する条例について

土岐市立学校施設使用条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 11 月 29 日提出

土岐市長 加藤 淳 司

提案理由

学校施設の目的外使用に係る使用料の額を改定する等のため、この条例を定めようとする。

土岐市立学校施設使用条例の一部を改正する条例

土岐市立学校施設使用条例（昭和 3 9 年土岐市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

区分	使用料の額				
	午前	午後	夜間	全日	区分の前後に接続する時間その超過使用 1 時間までごとにつき
	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで	
屋内運動場	2, 1 0 0 円	2, 8 0 0 円	2, 1 0 0 円	7, 0 0 0 円	7 0 0 円
屋外運動場	1, 9 2 0 円	2, 5 6 0 円	1, 9 2 0 円	6, 4 0 0 円	6 4 0 円

別表備考 1 中「屋内運動場において、」を削り、「2 0 0 円」を「2 4 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の土岐市立学校施設使用条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可をする使用に係る使用料について適用し、施行日前に許可をした使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議第 1 0 0 号

土岐市功労章の授与について

次の者に土岐市功労章を授与したいので、土岐市功労者表彰条例（昭和 4 0 年土岐市条例第 1 号）第 3 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

功労章 番号	住所	氏名	生年月日
1 1 1		西尾 好司	

議第 1 0 1 号

土岐市功労章の授与について

次の者に土岐市功労章を授与したいので、土岐市功労者表彰条例（昭和 4 0 年土岐市条例第 1 号）第 3 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

功労章 番号	住所	氏名	生年月日
1 1 2		出口 満知子	

議第102号

駄知こども園建設工事（建築工事）の請負契約について

市は、工事の請負契約を次の条項により締結するものとする。

令和6年11月29日提出

土岐市長 加藤 淳 司

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 駄知こども園建設工事（建築工事） |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 847,000,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 岐阜県土岐市土岐津町土岐口1956番地
館林建設株式会社
代表取締役 館林 道孝 |

議第103号

駄知こども園建設工事（機械設備工事）の請負契約について

市は、工事の請負契約を次の条項により締結するものとする。

令和6年11月29日提出

土岐市長 加藤 淳 司

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 駄知こども園建設工事（機械設備工事） |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 148,280,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 岐阜県土岐市土岐口南町3丁目25番地
美濃冷暖株式会社
代表取締役 土本 徳和 |

議第 1 0 4 号

東濃西部広域行政事務組合の財産処分に関する協議について

令和 3 年 3 月 2 6 日議第 2 2 号をもって議決を経た東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更に係る財産処分に関する協議について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

東濃西部広域行政事務組合の財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 9 条の規定により、東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更に係る財産処分について次のとおり定める。

看護専門学校の建物及び当該建物で管理する財産は、令和 7 年 4 月 1 日をもって土岐市に帰属させるものとする。

議第105号

土地の処分について

市は、次のとおり土地を売却するものとする。

令和6年11月29日提出

土岐市長 加藤 淳 司

- | | | |
|---|-------|--------------------|
| 1 | 土地の表示 | 土岐市下石町字洞田591番1の一部 |
| | | 地目 山林 |
| | | 面積 21,126.43平方メートル |
| 2 | 売却金額 | 28,520,680円 |
| 3 | 相手方 | 岐阜県 |
| | | 岐阜県知事 古田 肇 |